

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき、2つの問題について一般質問いたします。

はじめに、雪対策について伺います。

この冬は特に豪雪で、道路脇の雪の壁で視界が悪くなり、左右が見えず、大きい道路に出るときに危険な状況となることがたびたびありました。住民からも「見えなくて危ない」、「排雪をして見えるようにしてほしい」などの声が出されました。

例年でも、降雪量が多くなると、除雪によって道路脇に寄せられた雪がさらに高くなり、雪の壁となります。こうなると、特に交差点では見えにくくなり、事故につながる危険性が増してきます。歩道も歩行者が見えなくなるほどの雪の壁は、速やかに除排雪するなど、迅速な対応が求められます。とりわけ通学路は小学生の子供の通行状況がわかる状態にしておくことが重要です。

短期間で大雪になると、なかなか素早い対応が困難になるところがありますが、そういうときこそ事故の危険性も高まるわけですので、特別の手だてが必要だと思います。交差点や歩道を安全に通行できるよう、交差点の見通しを確保し、歩道の安全確保のため、雪の壁などを除雪する専門班を編成し、除雪作業に当たるようにするべきと考えるものですが、見解をお伺いいたします。

住宅密集地では、特に雪のやり場に苦勞をしています。側溝の改善、流雪溝、消・融雪設備などを望む声は強いものがあります。また、高齢化の進行のもと、冬期間の除排雪は、住民にとって経済的にも体力的にも大変な負担です。「年をとるごとに不安になるばかりだ」という声も聞かれます。

大仙市では、住宅リフォーム支援事業の中に、克雪に関する対策工事を加え、雪に強い住環境づくりを促進しています。屋根の落雪防止器具や融雪装置設置などのほか、住宅敷地内の消雪・融雪工事なども含んでおり、工事費が5万円以上の工事を対象にしています。冬期間の暮らしの負担を軽減し、安全・安心のまちづくりの一環として、ぜひ当町でもこのような支援策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、雪の壁を除雪する専門班の設置についてですが、まず当町の除雪体制を説明いたします。

除雪車は73台、除雪業者は19社、町直営と委託業者を合わせて総作業員数、約150人の体制で実施しております。早朝2時ころからの一斉除雪に加え、降雪状況によっては昼からの拡幅排雪や各施設の排雪作業など、除雪作業員は昼夜問わず作業を行い、適切な除雪を一定の時間までに仕上げるため、鋭意頑張ってきているところです。

こうした状況において、今冬は例年にない降雪で、議員ご指摘の交差点等における視界不良があることは、私どもも認識しております。そのため、1月下旬より、主要な道路においては通常の除雪作業時に、できる範囲において交差点の隅を除雪車で押して視界を確保するよう、除雪作業員等に指示してきたところです。

しかし、降雪に次ぐ降雪で、時間の制約や作業員の疲労などさまざまな要因の関係で、残念ながら後手に回っている感は否めませんが、ことしはそうした対応に難しさが伴う状況だったと認識しております。

そこで、議員ご提案の視界を確保するための専門班の設置についてですが、作業人員並びに必要な重機、トラックなどに限りがあることは、議員もご承知のことと存じます。そうした状況の中で、除雪作業体制を縮小せずに別枠で専門班を設置することは、新たな作業人員や必要重機などを別途準備することとなり、現実的にはかなり難しいものと存じます。

したがいまして、残念ながら現在のところ、ご要望の専門班設置は対応できない状況であることに、どうかご理解をお願いいたします。

また、ことしのような異常な降雪でなければ、今後もこれまで実施してきたように、除雪作業の合間に交差点の視界確保作業を実施し、運転や歩行の安全確保に努めてまいりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

なお、ことしのような降雪環境では、やはりドライバーと歩行者ともにそれぞれが注意することが必要と存じますので、もしも今後、こうした降雪状況になった際には、大仙警察署や交通指導隊、あるいは交通安全協会など関係団体を通じて、ドライバーに視界不良への注意喚起を促すとともに、児童生徒には各学校を通じて十分に車両確認などの注意を行うよう指導してまいりまほか、一般の歩行者にも町広報等を通じて注意喚起してまいりたいと存じます。

さらに、ことしのような降雪状況においては、行政による公助のみならず、住民各位のご協力

のもと、共助の精神も必要かと存じます。交差点や通学路における危険箇所について、私どもの対応が十分でないなどの場合、さまざまな状況があると思いますが、お近くにお住まいの方々などが対応可能な箇所は、できる範囲で除雪協力をいただけるのであれば、まさに共助として大変にすばらしくありがたいことだと存じます。

次に、雪対策に対する住宅リフォーム事業についてですが、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業については、秋田県住宅リフォーム推進事業を踏まえて事業展開しており、住宅のリフォームから離れる外構工事や消雪・融雪工事は対象外となっているところです。

一方、別の県事業である、安全・安心な雪下ろし支援事業では、諸要件はありますが、雪おろし作業の安全を確保するための工事等々を組み合わせることにより、消雪・融雪工事に対しても補助があるところです。なお、この事業につきまして平成29年5月の広報みさとに掲載し、町内では2件の採択実績があります。

町としては、この県事業の意義は認める場所ですので、来年度の実施について県に確認いたしました。県では平成30年度もこの事業を継続したいとのことでした。町としても、この事業の意義を踏まえ、適切な時期に広報みさと等を通じ、町民に周知してまいりたいと存じます。

ただし、採択件数には上限があるとのことですので、町としては県事業の採択に至らなかった方々のことを鑑み、今後、町の住宅リフォーム緊急支援事業に県の補助金額とは異なると思いますが、同様の仕組みの追加を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 住宅リフォームのことですけれども、雪対策の県の支援のものは、県の安全・安心雪下ろし支援事業ということで、屋根の融雪設備とかのものが主だと思います。大仙市の場合は、住宅敷地内の消雪・融雪、そういう設備にもするということで、私はこの住宅密集地の場合のこういう除排雪対策として、こういう住宅敷地内の消雪・融雪施設工事などにも助成をするというのが、大変いいなと思ったものですから、大仙市の例などを調べて質問したところですので、県の事業の、検討していくというご答弁ではありましたが、その県の事業との違いのところはひとつこう、あると思いますので、ぜひそういう敷地内のというところも検討していただきたいと思うのですけれども、そこら辺をもう一回お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町の住宅リフォーム緊急支援事業につきましては、住居に関連するリフォームについて対象と

するという前提で事業の整理をしております。議員ご質問の融雪・消雪は、住居から離れた部分でありますので、厳密に言いますと、住宅リフォームという概念からは外れるものと存じます。

そこで、町としては、県が別途実施しております安全・安心な雪下ろし支援事業の同様な仕組みであれば、住居の改築も伴うので、リフォーム緊急支援事業のカテゴリーに入るのではないかと趣旨で、先ほど答弁させていただきました。

したがいまして、議員の再質問にあります、敷地内もということは、そもそも町の住宅リフォーム支援事業の概念とは合致しないということにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 雪対策の支援事業として、こういう事業をぜひ検討していただきたいという、そういう立場で質問をいたしました。住宅リフォーム、大仙市ではそういう住宅リフォーム支援事業の中に、克雪に関する対策工事を加えていますので、ぜひ町としてもそういう制度を拡大する方向で検討していただきたいというような質問でした。

でも、町長は、住宅リフォームというところでの答弁ですので、そこはわかりましたが、雪対策としてこういう事業をぜひ展開していただけないかという質問です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 再々質問にお答えいたします。

議員のご質問の趣旨は十分にわかっておりまして、その趣旨を踏まえた上で、リフォーム緊急支援事業の拡充を検討する、その拡充の趣旨は、克雪、それから雪対策という概念であることに、さらにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 生活保護基準の引き下げの影響について伺います。

政府がことし10月から3年かけて段階的に生活保護の基準額を現行より最大5%引き下げる計画に、利用者からは、相次ぐ基準引き下げで節約ももう限界を超えていると反発が広がり、専門家からは懸念の声が上がっています。というのも、ここ5年の間に、生活保護費の引き下げが続いているからです。

生活保護基準の引き下げの影響は、利用者だけにとどまりません。最低賃金法で最低賃金を決める時、生活保護基準を考慮すると定められていることから明らかなように、年金や住民税の非課税基準、就学援助や各種制度の減免制度など、国民生活にかかわる制度全体にかかわります。

厚労省は、生活保護費の削減を実施すれば、これに伴って低所得者向けの国の47の制度で影響が出ることを明らかにしています。生活保護制度は、制度がつくられた当初は、医療保険や年金など他の社会保障制度が充実することで、その役割は後退していくものと考えられてきましたが、現在は他の社会保障制度が財源不足を理由に切り下げられる中で、最後のセーフティーネットとして大きな役割を果たさなければいけない状況になっています。

生活保護基準は社会保障を下支えするものです。これを引き下げるとは、憲法25条の理念を壊し、さらに最低生活費のラインの引き下げにつながり、住民生活にも影響が大きいと危惧するものです。貧富の格差や貧困が広がる中で、今やるべきことは保護基準の引き下げではなく、生活できる最低賃金や公的年金など、所得補償制度の大幅な引き上げと改善など、国民生活の底上げを図ることではないでしょうか。

今回の引き下げは、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が問われていると思いますが、町長はどのように認識されているのか伺います。また、10月からの引き下げはやめるよう国に求めていくべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、準要保護者への就学援助については、保護基準引き下げに連動させないこととともに、現在の保護基準1.3倍からさらに拡大するよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活保護基準の引き下げの影響についてですが、まず生活保護法を含む関連法の改正法案については、国会に提出されているものの、その内容については、私どもは現在のところ、国・県より正式な説明を受けておりませんので、社会保障審議会での議論やホームページ上に掲載されている情報を参照するとともに、所管の県福祉事務所に伺った内容でお答えすることに、まずはご理解をお願いいたします。

生活保護に関する今回の主な改正点は、生活保護費の生活扶助費や子育てに関する加算の一部を見直すなどのもので、平成30年10月からの施行を目指す法案のようです。

今回の見直し案では、生活保護世帯の子供たちの大学等進学への支援が追加されるとともに、児童養育加算では、現行の中学生までの支給対象を高校生まで拡大するほか、小中高校生への入学準備金やクラブ活動への実費支給について充実する内容となっているようです。

一方、母子加算は、子供のいる家庭の消費実態を分析して見直すことによって、平均的な加算

額は減額が見込まれているようです。

こうした改正案を全体的に見通しますと、支援期間及び支援内容が拡充される部分もあるわけですから、健康で文化的な最低限度の生活について長い期間担保したいという国の意向を私は感じるところです。

なお、美郷町の生活保護を受給している世帯についてですが、平成30年3月1日現在、127世帯で、児童養育加算で影響を受ける世帯はおらず、この改正により生活保護を受けられなくなる世帯もないだろうと、県の福祉事務所から伺っております。

また、生活扶助、母子加算などについては、減額の影響があったとしても、国の方針は現行基準の5%以内にとどめるとのことで、大きな影響にはならないのではないかと伺っております。

さらに、生活保護基準の見直しに関連して、個人住民税の非課税限度額を参照する制度への影響も考えられますが、これは平成31年度以降の税制改正の議論の中で検討されることとされていきますので、現在のところは影響は不明です。

いずれ、現在国会で審議中の法案ですので、今後の国会での審議を注視してまいりたいと存じます。

また、生活保護基準の見直しについて国に求めていくべきとのご質問ですが、現在審議中の法案ですので、直接的な働きかけを行う時期ではないと私は考えます。どうぞご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ご質問がありました3点目の生活保護基準の引き下げに伴う本町の就学援助制度への影響について、お答えいたします。

本町の就学援助費の支給は、平成25年8月以前の生活保護基準、いわゆる旧生活保護基準の1.3倍以内の収入のご家庭を対象としております。このことは、生活保護基準見直しが児童生徒の就学環境に大きく影響しないよう配慮してきた結果であります。

現在、生活保護基準の見直しが国会で審議中ではありますが、文部科学省及び厚生労働省から、就学援助制度にできる限りその影響が及ばないような対応を求められていることでもありますので、現在の支給基準を維持してまいりたいと考えております。

次に、現行の1.3倍をさらに拡大できないかとのご質問ではありますが、文部科学省が実施した就学援助制度実施状況の平成29年調査結果によりますと、県内の自治体において採用している倍率は、1.0倍から1.3倍となっており、最大倍率の1.3倍の自治体は本町を含めて9自治体でありまし

た。こうした現状を踏まえ、現在の倍率をさらに引き上げることは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 町長に伺います。まだ審議中ということでのご答弁でしたけれども、今回の保護、この基準の引き下げの決め方といいますか、そういうことに対して、多くの専門家などからも、負の貧困の連鎖を生んでいくものになる、どこまでも低いほうに、最低生活費をあわせて切り下げて、最低生活費が切り下げていくことになるという、こういう声が批判として上がっています。

日本の場合は、補足率も2割以下と言われておりますし、多くの保護基準以下で暮らす人を含む低所得層と比較してバランスをとるということになれば、どこまでも今言ったように、最低生活費が切り下げられていくことにつながっていく。それは強いて言えば、利用者だけでなく、大きく住民にも影響していくことだと思いますけれども、その点、最低生活費を切り下げることにつながる改正なのだという点については、どのようにお思いでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

冒頭申し上げましたとおり、この法案は、立法府であります国会において審議する内容でありますし、行政府における厚生労働省が提案している内容でありますので、私ども地方自治体が議論することではないのではないかとこのように理解しております。

ただいまの再質問の内容は、まさに制度の根幹に係る部分についての見解を問われているわけで、その見解について答弁はできませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ですか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国でももちろん決めることで、いろいろ、ことではありますけれども、町の行政、住民に、この生活保護については、町で直接制度を決定するというところでないことはもちろんわかっていますけれども、考え方として、住民生活に大きく影響することになる、そういう首長としての考え方は、私はぜひ述べていただきたいと思うのですけれども。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 冒頭の答弁で申し上げましたとおり、今回の改正については、議員ご指摘の点のみならず、拡充される部分もあるわけですから、全体を通して見ますと、健康で文化的な

最低限度の生活について、長い期間で担保したいという国の考えを私は理解しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。